

ごみ処理施設用地選定の現状把握と
合意形成の過程に関する研究

Study on the current situation and the process of consensus
building of site selection in waste treatment facilities

鈴木 貴晶

SUZUKI, Takaaki

環境政策・計画学科において学士（環境科学）の学位授与の資格の
一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した卒業研究論文

2015 年度

承認

指導教員

目 次

第一章	序論	1
1-1	本研究の背景	1
1-2	本研究の目的	1
1-3	本研究の意義	1
1-4	本研究の方法	2
1-5	本研究の構成	2
1-6	本研究における用語の定義	2
	参考文献	3
第二章	ごみ処理施設用地選定の概要	5
2-1	はじめに	5
2-2	ごみ処理施設の現状	5
2-2-1	ごみ焼却施設の整備状況	5
2-2-2	最終処分場の整備状況	5
2-3	ごみ処理施設用地選定について	6
2-3-1	ごみ処理施設の用地・建設	6
2-3-2	ごみ処理施設用地選定における合意形成	6
2-3-3	応募形式によるごみ処理施設用地選定	7
2-3-3-1	応募形式によるごみ処理施設用地選定の概要	7
2-3-3-2	彦根愛知犬上広域行政組合の事例	7
2-4	まとめ	7
	参考文献	8
第三章	調査対象および調査方法	9
3-1	はじめに	9
3-2	近江八幡市への予備ヒアリング調査	9
3-2-1	調査対象	9
3-2-2	調査内容および調査結果	9
3-3	本アンケート調査	9
3-3-1	調査対象	9
3-3-2	調査内容	9
3-3-3	返信結果	10
3-4	追加アンケート調査	11
3-4-1	調査対象	11
3-4-2	調査内容	11
3-4-3	返信結果	15

3-5	本アンケート調査と追加アンケート調査の関係	15
	参考文献	16
第四章	ごみ処理施設用地選定の現状把握	17
4-1	はじめに	17
4-2	本章の目的	17
4-3	調査対象	17
4-4	調査方法	17
4-5	調査結果および考察	17
4-5-1	ごみ処理施設用地選定方法の全体傾向について	17
4-5-1-1	現地建て替えの実施有無	17
4-5-1-2	応募形式の実施有無	17
4-5-1-3	ごみ処理施設用地選定方法の近年の動向	18
4-5-2	応募形式によるごみ処理施設用地選定	19
4-5-2-1	応募形式を実施した理由	19
4-5-2-2	ごみ処理施設用地選定委員会	20
4-5-2-3	応募形式に関する住民説明会	22
4-5-2-4	応募用地の募集	22
4-5-2-5	応募者資格	23
4-5-2-6	応募条件	24
4-5-2-7	応募された用地の選定	25
4-5-2-8	応募用地と現地調査	27
4-5-3	応募形式以外によるごみ処理施設用地選定	29
4-5-3-1	応募形式によるごみ処理施設用地選定の検討	29
4-5-3-2	ごみ処理施設用地選定委員会	31
4-6	まとめ	34
第五章	ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程	37
5-1	はじめに	37
5-2	本章の目的	37
5-3	調査対象	37
5-4	調査方法	37
5-5	調査結果および考察	37
5-5-1	応募形式によるごみ処理施設用地選定	37
5-5-1-1	応募形式実施以前の他の用地選定方法の検討	37
5-5-1-2	旧施設用地の所有形態	38
5-5-1-3	新施設用地の所有形態	39
5-5-1-4	他地域のごみ処理施設見学会	40

5-5-1-5	応募用地周辺の隣接自治会への同意	42
5-5-1-6	地域振興策	43
5-5-1-7	地域住民からの反対の意見・要望	45
5-5-2	応募形式以外によるごみ処理施設用地選定	48
5-5-2-1	応募形式以外によるごみ処理施設用地選定方法の分類	48
5-5-2-2	用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討	51
5-5-2-3	旧施設用地の所有形態	53
5-5-2-4	新施設用地の所有形態	57
5-6	まとめ	59
第六章	結論	63
6-1	本研究の結論	63
6-1-1	目的1「ごみ処理施設用地選定の現状把握」の結論	63
6-1-2	目的2「ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理」の結論	64
6-2	本研究全体を通しての考察	66
6-3	今後の課題	67
謝辞		68
付録		

図 表 目 次

図 2-1	ごみ焼却施設の種別施設数の推移	5
図 5-1	旧施設と同敷地内に新施設を建設(a)	49
図 5-2	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設(b)	49
図 5-3	旧施設の敷地の近く(同自治会)に新施設を建設(c)	50
図 5-4	旧施設の遠く(異なる自治会)に新施設を建設(d)	50
表 2-1	ごみ焼却施設の種別施設数・処理能力	5
表 2-2	一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移	6
表 3-1	本アンケート調査票質問項目	10
表 3-2	応募形式を実施した事業主体への追加アンケート調査票質問項目	12
表 3-3	応募形式を検討し、現地建て替えを実施した事業主体への追加アンケート調査票質問項目	13
表 3-4	応募形式を検討し、行政主導によって候補地を選出した事業主体への追加アンケート調査票質問項目	14
表 3-5	応募形式を検討せず、現地建て替えを実施した事業主体への追加アンケート調査票質問項目	15
表 3-6	応募形式を検討せず、行政主導によって候補地を選出した事業主体への追加アンケート調査票質問項目	15
表 3-7	本アンケート調査と追加アンケート調査の関係	16
表 4-1	現地建て替えの実施有無	17
表 4-2	応募形式の実施有無	18
表 4-3	応募形式を実施した5主体の属性	18
表 4-4	C組合, D組合, E連合の詳しい属性	18
表 4-5	ごみ処理施設用地選定方法と施設建設用地決定年のクロス集計表	19
表 4-6	ごみ処理施設用地選定方法(現地建て替えを除く)と施設建設用地決定年のクロス集計表	19
表 4-7	応募形式の実施理由	19
表 4-8	外部の専門家を含めた用地選定委員会の有無	20
表 4-9	外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催初日から開催最終日までの期間	20
表 4-10	外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催回数	20
表 4-11	外部の専門家を含めた用地選定委員会の構成	21
表 4-12	用地選定委員会の構成に関する情報公開	21
表 4-13	用地選定委員会の議事録に関する情報公開	21
表 4-14	応募形式に関する住民説明会の有無	22
表 4-15	ごみ処理施設用地を応募する以前の地域住民への募集の告知の有無	22

表 4-16	地域住民への募集の告知の手段	23
表 4-17	応募者資格	23
表 4-18	応募者が応募に必要な同意	23
表 4-19	土地取得に関する記載の有無	24
表 4-20	土地取得に関する具体的な記述	24
表 4-21	応募された用地の選定を実施する明確な評価基準の有無	25
表 4-22	応募された用地の選定評価基準において重視した項目	25
表 4-23	応募された用地の選定評価基準への地域住民の意見の取り入れの有無	26
表 4-24	応募された用地の選定評価基準に関する情報公開	26
表 4-25	応募された用地の選定評価基準の情報公開と応募形式実施理由「近隣の地域で応募形式の実施があった」のクロス集計表	27
表 4-26	応募された用地の件数	27
表 4-27	応募された用地に関する情報公開	27
表 4-28	応募された用地の現地調査の有無	28
表 4-29	応募された用地の現地調査の内容	28
表 4-30	応募された用地から用地決定に至った過程に関する情報公開	28
表 4-31	用地選定委員会発足から用地選定までの流れに関する情報公開	29
表 4-32	応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における応募形式の検討の有無	29
表 4-33	応募形式を実施しなかった理由	30
表 4-34	応募形式を実施しなかった理由のその他の回答	31
表 4-35	外部の専門家を含めた用地選定委員会の有無	32
表 4-36	外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催初日から開催最終日までの期間	32
表 4-37	外部の専門家を含めた用地選定委員会の開催回数	32
表 4-38	外部の専門家を含めた用地選定委員会の構成	33
表 4-39	ごみ処理施設用地選定方法と外部の専門家を含む用地選定委員会の有無のクロス集計表	33
表 5-1	応募形式実施以前の他の用地選定方法の検討の有無	37
表 5-2	応募形式実施以前の他の用地選定方法の検討内容	38
表 5-3	旧施設用地の所有形態	38
表 5-4	旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無	38
表 5-5	旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容	39
表 5-6	新施設用地の所有形態	39
表 5-7	新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無	39
表 5-8	新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容	40
表 5-9	他地域のごみ処理施設見学会の実施の有無	40
表 5-10	他地域のごみ処理施設見学会の実施時期	40

表 5-11	他地域のごみ処理施設見学会の参加対象者	41
表 5-12	他地域のごみ処理施設見学会の参加人数	41
表 5-13	他地域のごみ処理施設見学会による住民の考え方の変化の有無	41
表 5-14	他地域のごみ処理施設見学会による住民の考え方の変化の内容	42
表 5-15	応募条件における「応募予定の用地周辺の住民の同意を得る」といった条件の記載の有無	42
表 5-16	応募用地周辺の住民への同意の必要性の有無	42
表 5-17	地域振興策の有無	43
表 5-18	地域振興策の対象地域	43
表 5-19	地域振興策の上限額の有無	44
表 5-20	地域振興策の支出方法	44
表 5-21	地域振興策に関する説明会の有無	44
表 5-22	地域振興策の内容に関する情報公開	45
表 5-23	地域振興策以外の優遇措置の有無	45
表 5-24	用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の有無	45
表 5-25	用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の内容	46
表 5-26	用地選定における地域住民からの反対の意見・要望の解消方法	46
表 5-27	地域住民からの反対の意見・要望の内容に関する情報公開	47
表 5-28	地域住民からの反対の意見・要望の解消方法に関する情報公開	47
表 5-29	地域住民からの反対の意見・要望に関する情報公開と地域住民からの反対の意見・要望の解消方法である「地域で説明会の開催」のクロス集計表	47
表 5-30	現地建て替えの種類	48
表 5-31	新施設の建設場所	48
表 5-32	新施設の建設場所の分類	49
表 5-33	ごみ処理施設用地選定以前の地域住民への説明会の有無	50
表 5-34	応募形式以外の用地選定方法による新施設の建設場所とごみ処理施設用地選定以前の住民への説明会のクロス集計表	51
表 5-35	現地建て替え実施以前の他の用地選定方法の検討の有無	51
表 5-36	現地建て替え実施以前の他の用地選定方法の検討内容	52
表 5-37	行政主導による用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無	52
表 5-38	行政主導による用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討内容	52
表 5-39	応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無	53
表 5-40	応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体における用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討内容	53
表 5-41	旧施設用地の所有形態	54
表 5-42	応募形式以外の用地選定方法による新施設の建設場所と旧施設用地の所有形態のクロス集計表	54

表 5-43	調整された残差	55
表 5-44	旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無	55
表 5-45	旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容	55
表 5-46	旧施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体の新施設の建設場所	56
表 5-47	旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の有無	56
表 5-48	旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の内容	57
表 5-49	旧施設における地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体の新施設の建設場所	57
表 5-50	新施設用地の所有形態	57
表 5-51	新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の有無	58
表 5-52	新施設における地元自治会との立地年数の上限に関する約束事の内容	58
表 5-53	新施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の有無	59
表 5-54	新施設における地主との立地年数の上限に関する約束事の内容	59

付 録 目 次

付録 1	本アンケート調査票	2
付録 2	応募形式を実施した事業主体への追加アンケート調査票	29
付録 3	応募形式を検討し、現地建て替えを実施した事業主体への追加アンケート調査票	38
付録 4	応募形式を検討し、行政主導によって候補地を選出した事業主体への追加アンケート調査票	48
付録 5	応募形式を検討し、行政主導によって候補地を選出した事業主体への追加アンケート調査票	58
付録 6	応募形式を検討せず、現地建て替えを実施した事業主体への追加アンケート調査票	65
付録 7	参考及び引用 URL	72

ごみ処理施設用地選定の現状把握と合意形成の過程に関する研究

金谷研究室 1212022 鈴木貴晶

1. 背景・論点

一般廃棄物の処理処分は市町村の業務とされており、市町村内部におけるごみ処理施設の設置場所をめぐって従来から立地紛争が繰り返されてきた¹⁾。このような反対運動は、新規ごみ処理施設の立地場所の選定過程の不透明さや情報の公開不足をきっかけとしていることが多い。こうしたことから近年では、公共事業を行う際には事業の計画過程や計画の妥当性についての説明責任を果たすことや、住民との合意形成の必要性が重要視されている²⁾。また、立地選定後に地域住民の了解を得るといふ、従来の施設立地形式は、市民の環境意識の高まりと共に益々困難となってきたことから、立地候補地を地域住民から提案してもらう公募形式が、高レベル廃棄物処分場やPFI方式の産業廃棄物処分場で取り入れられつつあり、新たな施設立地のあり方として注目されている³⁾。

ごみ処理施設用地選定に関する先行研究として、清水の「廃棄物処理施設の立地と住民合意形成」¹⁾や、石坂らの「公募形式による一般廃棄物処理施設の適地選定」³⁾があるが、ごみ処理施設用地選定に関する合意形成の過程の整理はされていない。

2. 研究の目的・意義

そこで本研究では、ごみ処理施設用地選定の現状把握を目的1とし、ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理を目的2とする。

本研究の意義は、今後、ごみ処理施設を新しく立地建設する市町村や、広域処理組合の参考資料となることである。

3. 研究方法

(1)新規ごみ処理施設建設における用地選定やその際の合意形成の現状について、文献調査を行う。

(2)滋賀県近江八幡市の担当者を対象に、本アンケート票作成に向け、調査票に関する相談や、近江八幡市のごみ処理施設用地選定について調査する。

(3)環境省の循環型社会形成推進交付金サイト⁴⁾に記載の内示情報より、エネルギー回収推進施設か、最終処分場で交付金を受け取っている321の事業主体(市町村174+広域組合147)を対象に本アンケート調査を行う(表1)。

(4)本アンケート調査に回答があった129の事業主体を対象に、ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について、追加アンケート調査を行う(表2)。

(5)以上の調査結果を踏まえて、ごみ処理施設用地

選定の合意形成の過程について整理する。

表1 本アンケート調査票(一部抜粋)

ごみ処理施設用地選定方法	施設の現地建て替えの有無 応募形式実施の有無・理由
選定委員会	外部の専門家を含めた選定委員会の有無・時期
応募された用地の選定	明確な評価基準の有無・内容
	評価基準への地域住民の意見の取り入れの有無
	評価基準に関する説明会の有無
地域振興策	現地調査の有無・内容
	地域振興策の有無・内容
	地域振興策に関する説明会の有無
地域住民の反対	地域振興策以外の優遇措置の有無・内容
	地域住民の反対意見・要望の有無・内容
応募形式でない場合	反対意見・要望の解消方法
	応募形式の検討の有無
	応募形式を行わなかった理由
	用地選定方法の内容

表2 追加アンケート調査票(一部抜粋)

検討した用地選定方法	用地選定実施以前の他の用地選定方法検討の有無・内容
旧施設	土地は購入地か借地か
	地主や地元自治会との立地年数に関する約束事の有無・内容
新施設	土地は購入地か借地か
	地主や地元自治会との立地年数に関する約束事の有無・内容

4. 結果および考察

(1)ごみ処理施設用地選定の現状について(目的1)

1)ごみ処理施設用地選定方法の全体傾向

ごみ処理施設用地選定において、回答を得た125主体のうち、現地建て替えを実施していない事業主体は73主体あり、58%を占めている。また、応募形式を実施した事業主体は、回答を得た122主体のうち5主体あり、全体の4%であった。この5主体をそれぞれA市、B市、C組合、D組合、E連合と以下表記する。C組合は2市1町、D組合は3市、E連合は1市2村の市町村で施設を利用している。

ごみ処理施設用地選定方法の近年の傾向について表3に示す。

表3 ごみ処理施設用地選定方法と施設建設用地決定年のクロス集計表(n=70)

応募形式の有無	現地建て替えの有無	施設建設用地決定年月			合計
		～2005	2006～2010	2011～2015	
応募有り	—	0	1	3	4
応募無し	現地建て替え	4	3	19	26
	現地建て替えでない	16	16	8	40
合計		20	20	30	70

表 3 から、2011～2015 年では、現地建て替えを行った事業主体が 19 主体あり、最も多いことが分かる。次に現地建て替えを除いた場合を考える。2011～2015 年、2006～2010 年、～2005 年それぞれにおいて、応募形式を実施した事業主体の割合が 27%、6%、0%であることが分かる。この結果から、応募形式を実施した事業主体の割合は、過去と比べて増加していることが分かる。また、表 3 より、応募形式を実施した事業主体が増加し、応募形式を実施していない事業主体が減少していることから、今後、現地建て替えを実施しなかった場合、応募形式の割合がさらに増加するのではないかと考えられる。

2) 応募形式によるごみ処理施設用地選定

応募形式を実施した 5 主体のうち、応募形式を実施した理由として、「行政主導では不可能と考えた」をあげた事業主体が 4 主体あり、80%を占めている。この結果から、応募形式を実施した多くの事業主体では、行政主導では用地選定が不可能と考えた結果、より地域住民が主導である応募形式という用地選定方法を選択したのではないかと考えられる。

外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業主体は、5 主体のうち 3 主体であり、60%を占めている。その 3 主体全てにおいて、学識経験者が委員会に含まれている。なお、外部の専門家を含めた用地選定委員会が存在しない E 連合でも、用地選定委員会はあり、学識経験者からの意見聴取を行っている。

3) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定

応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体において、用地選定方法として応募形式を検討した事業主体は回答を得た 99 主体のうち 3 主体あり、3%であった。その 3 主体では何らかの理由で応募形式によって用地決定しなかったことが分かる。そのため、応募形式によるごみ処理施設用地選定について調査する上で、この 3 主体の用地選定の過程について注目することも意義があると考えられる。これら応募形式を検討した事業主体を、それぞれ F 市、G 市、H 連合と以下表記する。

ごみ処理施設用地選定に応募形式を実施しなかった理由として、「行政主導の方が良いと考えた」を選択した事業主体が、回答を得た 99 主体のうち 39 主体あり最も多い。また、応募形式を検討した事業主体については、F 市では「応募形式を実施したが応募がなかった」、G 市では「行政主導の方が良いと考えた」、「現地建て替えを行った」、H 連合では「応募形式を実施したが応募がなかった」という回答があった。この結果から、G 市では、ごみ処理施設用地選定方法として応募形式を検討はしたが、実際には実施せず、現地建て替えを実施したことが分かる。

外部の専門家を含めた用地選定委員会がある事業

主体は、回答を得た 94 主体のうち 14 主体あり、15%であることが分かった。

ごみ処理施設用地選定方法と、外部の専門家を含む用地選定委員会の関係について、表 4 に示す。表 4 より、応募形式を実施した全ての事業主体において、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施していることが分かる。また、応募形式を実施していない事業主体では、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体数は、16 主体あり、32%であることが分かる。この結果から、応募形式を実施していない事業主体と比べて、応募形式を実施した事業主体では、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体の割合が多いことが分かる。この理由として、現在では、応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施している事業主体が少なく、今後増加していくことが考えられる用地選定方法であることから、外部の学識経験者などの専門的な知識が、他の用地選定方法と比べると必要なことが推測できる。

表 4 ごみ処理施設用地選定方法と外部の専門家を含む用地選定委員会の有無のクロス集計表 (n=54)

応募形式の有無	外部の専門家を含む用地選定委員会の有無			合計
	委員会 有り	委員会無し		
		外部の専門家に意見聴取有り	外部の専門家に意見聴取無し	
応募形式有り	3(60%)	1(20%)	1(20%)	5(100%)
応募形式無し	14(20%)	3(4%)	54(76%)	71(100%)
合計	17(22%)	4(5%)	55(73%)	76(100%)

※()内は各合計に対する割合を示す

(2) ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程について (目的 2)

1) 応募形式によるごみ処理施設用地選定

応募形式を実施し、追加アンケート調査に返信があった A 市、B 市、C 組合のうち、B 市と C 組合で応募形式実施以前に他の用地選定方法の検討があった。その検討内容は、2 主体とも「行政主導により候補地を選出」を選択し、C 組合は「現地建て替え」も検討していた。

新施設用地の所有形態は、3 主体全て購入地である。その中の B 市だけで地元自治会と立地年数の上限に関する約束事があり、概ね 25 年であることが分かった。

2) 応募形式以外によるごみ処理施設用地選定

応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施

した事業主体における、新施設の建設場所について述べる。「旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)」が 28 主体、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」が 25 主体、「旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)」が 15 主体、「旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設 (d)」が 27 主体、「その他 (e)」が 10 主体という結果となった。本研究では以後、a と b を「現地建て替え」、c と d を「現地建て替えでない」とする。

用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無について表 5 に示す。

表 5 用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討の有無 (n=66)

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	他の用地選定方法の検討の有無		合計
		検討有り	検討無し	
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	8(30%)	19(70%)	27(100%)
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	6(27%)	16(73%)	22(100%)
現地建て替えでない	旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)	5(36%)	9(64%)	10(100%)
	旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設 (d)	1(8%)	12(92%)	7(100%)
その他 (e)		0(0%)	2(100%)	2(100%)
合計		20(26%)	58(74%)	78(100%)

※()内は各合計に対する割合を示す

表 5 より、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体において、用地選定実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体は 26% であることが分かる。これより、応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体では、用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討が比較的少ないと言える。また、現地建て替えを行った事業主体だけで、応募形式によるごみ処理施設用地選定が検討されたことが分かった。

応募形式以外の用地選定方法による新施設の建設場所と、旧施設用地の所有形態の関係を表 6 に示す。表 6 より、a, b, c, d, 全ての新施設の建設場所において、旧施設用地の所有形態では「購入地」が多いことが分かる。表 6 において、「その他 (e)」を除いてカイ二乗検定を行った。残差分析の結果、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に少なく、「旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に多

い結果となった。

表 6 旧施設の所有形態 (n=99)

現地建て替えの有無	新施設の建設場所	旧施設の所有形態		合計
		借地	購入地	
現地建て替え	旧施設と同敷地内に新施設を建設 (a)	3(11%)	25(89%)	28(100%)
	旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)	0(0%)	24(100%)	24(100%)
現地建て替えでない	旧施設の敷地の近く (同自治会) に新施設を建設 (c)	6(38%)	10(62%)	16(100%)
	旧施設の遠く (異なる自治会) に新施設を建設 (d)	3(12%)	23(88%)	26(100%)
その他 (e)		2(40%)	3(60%)	5(100%)
合計		14(14%)	85(86%)	99(100%)

※()内は各合計に対する割合を示す

新施設用地の所有形態は、回答を得た 103 主体のうち 74% が「購入地」であり、16% が「借地」であることが分かった。新施設において、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は、回答を得た 84 主体のうち 27% であり、その約束の上限の平均値は 22.6 年であった。応募形式を実施した B 市では、新施設における地元自治会との立地年数の約束の上限が概ね 25 年であることから、新施設における地元自治会との立地年数の約束にあまり差はないことが分かる。

新施設用地において、地主との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体は、回答を得た 18 主体のうち 35% であり、その約束の上限の平均値は 24.2 年である。これより、新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値がそれぞれ 22.6 年、24.2 年であることから、地元自治会と地主との間に、新施設における立地年数の約束の上限にあまり差はないと言える。また、旧施設と新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値の平均がそれぞれ 15.5 年、23.4 年であることから、新施設における立地年数の約束の上限の方が 7.9 年長いことが分かる。この理由としては、ごみ処理施設の長寿命化が理由として考えられる。

5. 結論

(1) ごみ処理施設用地選定の現状把握 (目的 1)

現地建て替えを実施していない事業主体は 58% であり、応募形式を実施した事業主体は 4% であった。応募形式を実施した事業主体は現在では少ないが、現地建て替えを除いた場合、応募形式を実施した事業主体が増加し、実施していない事業主体が減少していることから、今後、現地建て替えを実施しな

った場合、ごみ処理施設の用地選定では、応募形式の割合がさらに増加することが考えられる。

応募形式を実施した事業主体では、応募形式を実施した理由として、「行政主導では不可能と考えたため」が80%を占めている。これより、応募形式を実施した多くの事業主体では、行政主導ではごみ処理施設用地選定が不可能と考えた結果、より地域住民が主導である、応募形式という用地選定方法を選択したのではないかと考えられる。

応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体において、応募形式を検討した事業主体は3%であり非常に少ないことが分かった。

応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体と比べて、応募形式を実施した事業主体では、外部の専門家を含む用地選定委員会がある、もしくは外部の専門家に意見聴取を実施した事業主体の割合が多い。この理由として、現在では応募形式を実施している事業主体が少なく、今後増加していくことが考えられる用地選定方法であることから、外部の学識経験者などの専門的な知識が、他の用地選定方法と比べると必要なことが考えられる。

(2)ごみ処理施設用地選定の合意形成の過程の整理 (目的2)

応募形式によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体では、応募形式実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体は67%を占めている。

応募形式以外によるごみ処理施設用地選定を実施した事業主体において、用地選定実施以前に他の用地選定方法を検討した事業主体は26%であり、用地選定実施以前の他の用地選定方法の検討が比較的少ない。また、現地建て替えを実施した事業主体だけで、応募形式によるごみ処理施設用地選定が検討されていることが明らかとなった。

応募形式以外の用地選定を実施した事業主体では、全ての新施設の建設場所で、旧施設用地の所有形態として「購入地」が多いが、「旧施設の敷地を拡張して新施設を建設 (b)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に少なく、「旧施設の敷地の近く(同自治会)に新施設を建設 (c)」では、旧施設の所有形態として「借地」が有意に多いことが分かった。

新施設において、地元自治会との立地年数の上限に関する約束事がある事業主体が27%であり、その約束の上限の平均値は22.6年であった。応募形式を実施した事業主体では新施設における地元自治会との立地年数の約束の上限が概ね25年であることから、応募形式を実施した事業主体との新施設における、地元自治会との立地年数の約束の上限にあまり差はないことが考えられる。

新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値がそれぞれ22.6年、24.2年で

あることから、地元自治会と地主との間に、新施設における立地年数の上限に関する約束事に差はあまりないと考えられる。また、旧施設と新施設における、地元自治会と地主との立地年数の約束の上限の平均値の平均がそれぞれ15.5年、23.4年であることから、新施設における立地年数の約束の上限の方が7.9年長いことが分かる。この理由としては、ごみ処理施設の長寿命化が理由として挙げられる。

(3)本研究全体を通しての考察

本研究により、ごみ処理施設用地選定の現状を明らかにし、応募形式、現地建て替え、行政主導といったそれぞれの用地選定方法ごとについて整理することができた。

近年、ごみ処理施設用地選定において、応募形式を実施、または検討している事業主体が多いのではという指摘もあるが、実際は異なり現在は少ないことが分かった。しかし、現地建て替えを実施している事業主体を除いた場合、応募形式による用地選定は増加傾向にあることも明らかとなった。

ごみ処理施設用地選定には、用地決定に結びついた用地選定方法以外に、他の用地選定方法を検討している場合があり、近年の用地選定方法の傾向から、応募形式を検討する事業主体が増加すると考えられる。ごみ処理施設用地選定は、その地域に最適な方法を追求していくことが必要であるため、今後、現地建て替え、行政主導による用地選定だけでなく、応募形式を含めた中で、最適な選定方法を検討・実施されるべきである。またその際には、旧施設における地元自治会や地主との約束事や、応募形式に対する住民の理解を考慮する必要があると考える。

ごみ処理施設用地選定においては、建設候補地の地域住民や地域周辺住民との合意形成が不可欠である。本研究では、ごみ処理施設用地選定を実施する事業主体側からの合意形成の過程について整理し、考察を行った。そのため、今後、ごみ処理施設用地選定の合意形成を促進させるためには、建設候補地の地域住民や地域周辺住民からの視点で調査を実施することが必要であると考えられる。

6. 参考文献

- 1) 清水修二：廃棄物処理施設の立地と住民合意形成、福島大学地域創造, 14(1), pp.3-13(2002)
- 2) 高瀬達夫・他：合意形成のためのCVMを用いたごみ処理施設建設の補償評価に関する研究、建設マネジメント研究論文集, 15, pp.91-102(2008)
- 3) 石坂薫, 田中勝：公募形式による一般廃棄物処理施設の適地選定, 第18回廃棄物学会研究発表会講演論文集, 18, (2007)
- 4) 環境省循環交付金サイト: 内示情報<http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/>, 2016-1-12